

議案第 13 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 2 の項の次に次のように加える。

2 の 2 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 20 号）による医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）により区が事務を処理することとされたものに限る。別表第 2 区長の部 3 の 2 の項において同じ。）であって規則で定めるもの
--

別表第 2 区長の部 3 の項中「（平成 11 年東京都条例第 106 号）」を削り、同項の次に次のように加える。

3 の 2 心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する必要がある。